答 申

第1 審査会の結論

○○高等学校の校長採用届に添付された履歴書中、「現住所」欄に記載された郵便番号及び住所並びに「主な履歴」欄に記載された昭和47年以降の職歴及び当該学校長が理事職を兼務している学校法人が経営する学校、施設等の名称は公開すべきであるが、その余の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成17年(2005年)7月15日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)に対し、「○○学校長採用書類一切」について公開請求を行った(以下「本件請求」という。)。
- 2 同月29日、本件実施機関は、本件請求に対して、平成16年12月6日付けで学校法人塚原学園(以下「本件学校法人」という。)から提出された〇〇高校(以下「本件高校」という。)に係る「校長採用届」を対象文書として特定し、公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行って、異議申立人に通知した。
- 3 平成17年9月16日、異議申立人は、本件決定に対し、校長採用届に添付されている「履歴書」(以下「本件履歴書」という。)の氏名以外の記載内容(現住所、本籍地、生年月日、最終学歴、卒業年月、主な職歴)を非公開とした決定の取消しを求めて本件異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

本件実施機関は、自己の監督下にある私立学校の学校長の最終学歴、職歴、住所等が個人情報であり、秘密とされるべき事柄であるとして、その学校の生徒、保護者らにも教えることができないという非公開決定を下しているが、このような非常識きわまりない不当な処分は、次の点などから、すみやかに取り消されなければならない。

1 本件実施機関は個人情報と主張するが、高等学校の学校長は公人であり、一般市 民とは根本的に異なる特別の責任を負っている。

学校長の資格、欠格事由は、運転免許や調理師免許の有無と同様、個人情報ではなく、公共の利害にかかわる情報である。

私立高等学校の学校長の現住所、本籍地、生年月日、最終学歴、卒業年月、主な職歴が、同校の生徒、保護者、卒業生、県民に知られることは何ら学校長個人の権利利益を害するおそれはない。

○○学校長が○○、最終学歴、主な職歴、現住所、生年月日を公にしないなどという事態が、これまでどこにあっただろうか。公立、私立を問わず、日本のいかなる学校においても、学校長のこれら事項が秘匿された例はない。

2 生徒、保護者、県民は、誰しもこれら事項を知りたいのであり、知る権利がある。 学校長が教育者として不適格な場合もあり得るから、学校長の経歴(特に学歴、 職歴、年齢)が秘匿されたら、県民は、自分の子どもをその学校に入学させること の是非を何によって判断したらよいのか。

また、学校における事故の責任を問う場合、学校長の住所が分からなければ訴訟すら起こせない。

さらに、本件高校には、県から補助金が支給されているが、学校長の経歴を知る 方法がなければ、補助金交付の是非も判断することができない。

3 要するに、実施機関の理由は、非公開を正当化する理由にはなっていないのであって、それは異議申立人の申立理由に対する回答にも全くなっていない。

第4 実施機関の説明の要旨

1 対象文書は、高等学校の校長の資格要件に該当すること、欠格事由に該当しないことを確認するために、学校教育法第10条及び同法施行規則第14条の規定により提出されたものである。

本件履歴書については、公文書公開を待つまでもなく一般に公になっている当該学校長氏名を除いた部分を非公開とした。

- 2 本件履歴書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、私立学校長の履歴書、生年月日、学歴、職歴については、公表を定めた法令がなく、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものではない。このため、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と判断した。
- 3 異議申立人は、これら事項が生徒、保護者らに知られても学校長の権利利益を害するおそれはなく、むしろ自分の子どもを当該学校に入学させることの是非を判断するために公開されるべきなどと主張する。

しかし、実施機関としては、本件条例の規定に従い、特定個人が識別されることから、非公開と決定したものである。学校長、学校が教育上の配慮から自ら履歴等を公表することと、本件実施機関が学校長の資格要件・欠格事由の審査のために収集した個人情報を公開することは、同一に論じられない。

また、異議申立人は、学校長の経歴等の情報が公開されないと補助金交付の是非 を判断できないと主張しているが、補助金交付の要件は、学校長の生年月日、学歴、 職歴とは関係がない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進をすることを目的に制定されたものである。この目的を実現するために、実施機関が保有する公文書は原則公開とされており、本件条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

しかし、他方で、本件条例第3条は、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならないと定めており、本件条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられているところである。個々の請求に対しては、本件条例のこれら理念を尊重しつつ個別に判断する必要がある。

2 対象文書及び非公開部分

(1) 対象文書

学校教育法(昭和22年法律第26号)は、第8条で校長等の資格要件について、第9条で欠格事由について、それぞれ規定し、第10条では、私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない、と定めている。また、これを受けて、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第14条は、上記届出にあたっては校長の履歴書を添えなければならないと規定している。

対象文書は、これらの規定に基づいて、本件学校法人が本件実施機関に提出した本件高校の校長採用届(添付された本件履歴書、身分証明書及び住民票写しを含む。)である。

(2) 非公開部分

本件決定では、本件履歴書、身分証明書及び住民票写しの氏名以外の記載内容 が非公開とされている。

異議申立人は、このうち、本件身分証明書及び本件住民票の一部非公開については争っておらず、本件履歴書中の氏名以外の部分、すなわち「現住所」、「本籍地」、「生年月日」、「最終学歴」、「卒業年月」及び「主な職歴」欄の記載内容を非公開とした決定のみを争っているので、以下これらについて判断する。

なお、当審査会で本件履歴書を見分したところ、非公開とされた上記各欄の記載事項は次表のとおりであった。

欄	記載事項

現住所	郵便番号、住所、電話番号
本 籍 地	本籍地
生年月日	生年月日
最終学歴	最終卒業校名、学部名
卒業年月	卒業年月
主な職歴	過去の職歴 (在職年月)、現職 (兼務)、資格

3 本件条例第7条第2号について

(1) 本件条例第7条第2号本文の趣旨

本件条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非公開情報と規定する。

この規定は、個人に関する情報についていわゆる「個人識別型」を採用し、必ずしも当該情報が他人に知られたくないものである場合のみに限定せず、特定の個人を識別できる情報を原則として非公開とすることにより、個人の権利利益の十分な保護を図ろうとするものである。

(2) 本件条例第7条第2号ただし書の趣旨

しかし、すべての個人情報を非公開としているわけではなく、本件条例第7条第2号ただし書は、公知の情報のように個人の権利利益の保護の観点からは非公開とする必要のない情報や、個人の権利利益よりも公開することの公益が優先するため公開すべき情報を限定列挙し、個人情報であっても例外的に非公開としない情報を規定している。

本件で問題となっている個人情報は、私立高等学校の学校長の経歴に関する情報であるから、ただし書イ(生命等の保護を目的とする例外)及びウ(公務員であることを理由とする例外)には該当しないことが明らかであり、アへの該当性が問題となり得る。

ただし書アでは、一般に公にされている情報についてまであえて非公開情報として保護する必要性が乏しいものと考えられることから、「法令等の規定により又は慣行として」、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人情報としての非公開情報から除くこととしている。

ここで「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、 当該事項が現に広く一般に誰もが知り得る状態に置かれているか、又はまだその ような状態にはなっていないが、将来的に公にする予定(具体的に公表が予定さ れている場合に限らず、求めがあれば誰にも提供することを予定しているものも 含む。)の下に保有されている情報をいうものと解される。

したがって、公にされた事例があっても、それが個別的な事例にとどまる限りは「慣行として」とはいえない一方、公にされることについて法令、制度などの

根拠があることは必ずしも必要ではなく、また、当該事例では公にされていなくとも、同種の情報が公にされている場合に当該情報のみ公にしない合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされている場合などは、「慣行として」に該当するものというべきである。

4 本件履歴書の非公開事由該当性

(1)「公人」であることと「個人情報」該当性について

本件履歴書は、個人に関する情報であって、本件履歴書中の氏名その他の記述により特定の個人を識別することができる情報であるから、履歴書全体が一体として、本件条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

異議申立人は、高等学校の学校長は「公人」であり、一般市民とは異なる責任を負っているから、その履歴等は個人情報に当たらない旨主張しているが、「公人」性が認められるとしても、そのことと個人の経歴が本件条例第7条第2号本文の「個人情報」に該当することは両立する関係にあるのであって、「公人」であることをもって「個人情報」に該当しないということはできない。

(2)「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について

異議申立人は、およそ学校長の履歴は秘匿された例がないと主張するが、学校 長に関する履歴書ないし履歴書に相当する情報全部を、広く一般に公にするとい う法令、制度、実態等があるものと認めるべき事情は見当たらないから、以下、 原処分において非公開とされた記載事項別に検討する。

ア 現住所欄記載の事項

現住所欄には、当該学校長の自宅の郵便番号、住所(県名から地番まで)及 び電話番号が記載されている。

異議申立人は、学校において事故等が起こっても学校長の住所が公開されないと同人を訴えることができない旨主張するが、民事訴訟法第103条2項の規定によれば勤務先等を訴状に記載することによって訴訟提起をすることができること、訴訟提起の可能性は理論的にはおよそ何人に対しても存在することなどから、これのみをもって個人の住所を公開すべきものということはできない。

しかし、私立学校法第64条第4項、組合等登記令(昭和39年3月23日 政令第29号)第2条第4号は、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登 記事項として義務づけているから、これらについては閲覧手続によってだれで も閲覧することができる「公にされている」情報に該当すると言える。したが って、本件のように当該学校長が当該学校法人の代表者を兼任している場合に は、公にされている情報に該当すると言える。 しかし、当該学校長の自宅の電話番号については、上記登記事項になっておらず、かつ、だれもが利用できる電話帳への自宅の電話番号の掲載は本人の選択によるものとされており、現に誰もが知りうる状態にあるものとは言えないから、「公にされている情報」に該当するということはできない。

イ 本籍地欄記載の事項

本籍地欄には、当該学校長の本籍地が記載されている。

本籍地は、個人に関する情報の中でも機微に関する情報として保護の必要性の高い情報のひとつである。

当該学校長の本籍地については、現に誰もが知りうる状態にあるものとはいえず、また、学校長一般について本籍地を広く一般に公にするという法令、制度、実態等があるものと認めるべき事情は見当たらない。

ウ 生年月日欄記載の事項

生年月日欄には、当該学校長の生年月日が記載されている。

生年月日は、社会生活の各場面において個人を特定する情報のひとつとして 用いられるから、年齢と比べて保護の必要性の高い情報ということができる。 当該学校長の生年月日については、現に誰もが知りうる状態にあるものとは いえず、また、学校長一般について生年月日を広く一般に公にするという法令、 制度、実態等があるものと認めるべき事情は見当たらない。

エ 最終学歴欄及び卒業年月欄記載の事項

最終学歴欄及び卒業年月欄には、当該学校長の最終卒業校名及び学部名並び に卒業年月が記載されている。

当該学校長の最終学歴及び卒業年月については、現に誰もが知りうる状態にあるものとはいえず、また、学校長一般についてこれら事項を広く一般に公にするという法令、制度、実態等があるものと認めるべき事情は見当たらない。なお、私立高等学校の校長の資格に関して、学校教育法施行規則第8条は、教諭の専修免許状又は一種免許状を持ち、かつ、教育に関する職に5年以上あったこと等の資格要件を定める一方、同規則第9条及び第9条の2では、教諭の免許状や教育関係職の在職年数を必ずしも要しないこととして、多様な人材の登用を認めている。この点からすると、たしかに、校長の資格(すなわち免許・教育職歴又はこれらに代わる資質を有すると認められる等)に関する情報を、校長の同意の下に学校が積極的に公表することは望ましいことと考えられる。しかし、学校長一般について、校長であるという事実から、一定の学歴及び卒業年月が推知し得るとか、これらが公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとまではいうことができない。

オ 主な職歴欄記載の事項

(ア) 過去の職歴

過去の職歴は、当該個人が学校長の地位に相応しい人物であるか否かを判断する上で重要な意味を有することは、異議申立人の主張するとおりである。本件履歴書には、当該学校長の過去の職歴に係る勤務先、役職及び勤務年月が記載されている。

これら職歴はいずれも既に10年以上前の事項であるとは言え、昭和47年以降の職歴についてみると、公務員か学校法人の事務局長・副学長、学長というものであり、少なくとも当該就任中においては公にされていたことが明らかな情報であり、かつ、長年経過した過去の前科前歴などのように、その後においてこれを公にしてはならない特別な事情が発生しているとは考えられない。

したがって、昭和47年以降の職歴は、本件条例第7条第2号ただし書ア に該当する情報というべきである。

(イ) 現在の職歴

当該学校長が、本件高校以外に、大学等の学長を兼務していること、また本件高校の設置者である学校法人以外の学校法人の理事を務めていることが記載されている。また、当該学校長が理事となっている学校法人が経営する学校、施設等の名称が記載されている。

これらの事項は、当該学校長が代表する又は代表しうる立場にある法人等の名称であるから、法令又は慣行等により公にされ又は公にされることが予定された情報と認められる。

したがって、当該学校長が兼務している大学学長職、学校法人理事職、当該学校法人が経営する学校、施設等の名称については、本件条例第7条第2号ただし書アに該当する情報というべきである。

(ウ) 本件高校の運営と直接的には関係しない資格

「主な履歴」欄の最下段には、当該学校長が有する、本件高校の運営と直接的には関係のない、個人の資格が記載されているが、当該情報は現に誰もが知り得る状態にあるものとはいえず、また、学校長一般について同種の情報を広く一般に公にするという法令、制度、実態等があるものと認めるべき事情は見当たらない。

カまとめ

以上のとおり、「現住所」欄に記載された当該学校長の自宅の郵便番号及び 住所並びに「主な職歴」欄に記載された昭和47年以降の職歴及び当該学校長 が兼務している大学学長職、学校法人理事職、当該学校法人が経営する学校、 施設等の名称については、公開すべきである。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成17年(2005年) 9月26日 諮問

10月11日 審議

平成18年(2006年) 8月28日 審議

10月25日 本件実施機関の意見陳述

(なお、異議申立人は意見書を提出したが、意見陳述は希望しなかった。)

11月 7日 審議

12月15日 審議終結